

写

技 第 2 4 9 号
令和元年 9 月 1 1 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土木部技術管理課長

縮切排水工の設計変更手続きについて（通知）

縮切排水工は、通常任意仮設扱いとして発注されますが、湧水の発生状況など現場条件が当初設計と異なる場合には、受発注者協議により設計変更が可能となります。一方で、受注者からは、変更協議に関して改善を求められており、より適切に対応する必要があります。

このたび、変更協議の円滑化、適正化を図るため、縮切排水工の変更の手続きについて下記のとおり定め運用しますので、関係職員に周知願います。

記

1. 対象工事

農林水産部及び土木部（建築住宅課を除く）が所管する建設工事

2. 変更手続き

別紙の通り

3. 適用

本通知以降起案する発注、変更指示する工事

4. その他

本通知は職員ポータルライブラリに次の名称で登録します。

01-03-397【設計積算基準関連通知】縮切排水工の設計変更手続きについて

5. 問い合わせ先

土木部技術管理課 土木設計基準グループ 田中、竹下

無線：8-300-2-5924 e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp